## アジア・知財の現場を歩く



黒瀬IPマネジメント 弁理士 **黒瀬 雅志** (東京理科大学大学院イノベーション研究科客員教授)

アジアでの事業における知的財産権の有効活用とリスクマネジメントを検討するためには、当該国の知的財産制度の運用状況を正確に把握する必要がある。とりわけ、エンフォースメントを検討する場合には、現地代理人への問合せだけでは不十分であり、問合せをした現地代理人を含め、関係する機関を訪問し、そこで働く人々に会い、それらの人々が、どのような意識で、どのような業務を行っているのか、自分の五感を使って確認することが重要であると思っている。

筆者は、アジア・新興国における知的財産権活用に関するコンサルティングを行っているが、 その際には、知的財産制度と共にその制度に係わる人達を理解することが重要であると考えてい る。そのためには、知的財産の現場を訪れ、担当者にお目にかかり、執務室などを案内してもら うのが効果的である。

知的財産の現場でのヒヤリングに基づく制度の詳細報告は、別途行う予定であるが、このシリーズでは、お目にかかった人々の雰囲気を伝えることにより、知的財産制度の運用状況を紹介したい。

## インドネシア

## 知的財産権のエンフォースメントの現場ー

インドネシアで知的財産権の侵害事件が生じた場合には、(1)警察による刑事的措置、(2)捜査局による刑事的措置、(3)裁判所における民事的措置、(4)税関による水際措置が可能である。

このうち、税関による水際措置は、2012年7月に最高裁判所規則が発効し、差し止めを行う税関を管轄する裁判所が、税関差し止めの申請を受理し、税関に対し差し止めを命じる決定を下すことが可能となったが、税関における差し止め手続に関する規則が未制定で、現状では税関での水際措置は実効性がない状況にある<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 税関水際措置に関する法律に、最近少し動きがあった。税関が水際措置を実施するに当たり、税関の手続き規定が未整備であったが、税関手続に関する政令案が公表された。税関は職権で一時差し止めをすることができるが、この詳細についてはさらに大臣規則を待つ必要がある(政令案15条7項)。この政令が施行されたとしても、税関での水際措置には、裁判所の仮処分決定を必要とするという運用がなされると思われる。